

令和4年教育委員会第12回臨時会会議録

開会日時 令和4年11月24日 午前 11時30分

閉会日時 同 上 午前 11時47分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子
同職務代理者 壺内 明
委 員 望月京子
委 員 日高芳一
委 員 青柳 豊

議場出席委員

- | | | | |
|---------|-------|-----------|-------|
| ・教育次長 | 中島 俊一 | ・学校教育担当部長 | 菅谷 幸弘 |
| ・教育総務課長 | 山崎 淳 | ・学務課長 | 羽田 顕 |
| ・指導室長 | 谷合みやこ | ・統括指導主事 | 木村 文彦 |

書 記

- ・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花高子 午前11時30分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 壺内 明 委員 望月京子
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 11時30分

○**教育長** 本日は、上原委員から欠席の届出をいただいておりますが、出席委員は定足数に達しておりますので、令和4年教育委員会第12回臨時会を開会いたします。

次に本日の会議録の署名を、私に加え、壺内委員と望月委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。本日は議案等が3件でございます。

それでは議案第42号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

指導室長。

○**指導室長** では私から、議案第42号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてご説明申し上げます。別添の条例案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

提案理由といたしましては、特別区人事委員会の勧告に伴い、幼稚園教育職員の給料表を改定するほか、所要の改正をする必要がありますので、本案を提出するものでございます。資料を1枚おめくりいただきまして2枚目が、本会議において提案される議案となっております。

改正内容につきましては、幼稚園教育職員の給与につき、令和4年10月11日に行われました特別区人事委員会の勧告に伴い、勤勉手当を引き上げるものでございます。第1条の改正から、勤勉手当の上限支給月数を引き上げます。

条例第30条第2項では、令和4年度における12月期に限り、勤勉手当を、一般職員及び管理職員の支給月数を0.1月引き上げることで、一般職員の年間支給月数を2.05月から2.15月にし、管理職員の年間支給月数を2.45月から2.55月にいたします。

第3項では、令和4年度における12月期に限り、再任用職員及び再任用管理職員の支給月数を0.05月引き上げることで、一般職員の年間支給月数を1.00月から1.05月にし、再任用管理職員の年間支給月数を1.20月から1.25月にいたします。

別表第1関係では、給料表の改定をいたします。

次に第2条の改正から、令和5年度以降の3月の期末手当を廃止にし、期末手当を6月期及び12月期に均等配分して支給することにより、期末手当、勤勉手当の支給月数を改正いたします。なお、年間の支給月数に変わりはありません。

それに伴いまして、条例第27条第1項は、期末手当の基準日「、3月1日」を削除いたします。また、第2項及び第3項では、期末手当の支給月数を6月期及び12月期に均等配分するため、一般職員、管理職員及び定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給月数の改正をいたします。

新旧対照表の第2条関係は、2枚目の裏面になります。第2条関係からご覧ください。第27条の第2項では、一般職員の支給月数は現行で6月期1.05月、12月期1.10月、3月期0.25月

ですが、改正後は6月期及び12月の支給において、各1.20月ずつの支給月数になります。管理職員の支給月数は、現行では6月期0.85月、12月期0.90月、3月期0.25月でしたが、改正後は6月期及び12月支給において、各1.00月ずつの支給月数にいたします。

第3項では、再任用職員の支給月数が、現行では6月期0.600月、12月期0.650月、3月期0.10月でしたが、改正後は、6月及び12月支給において、各0.675月ずつの支給月数になります。再任用管理職の場合、現行では6月期0.500月、12月期0.550月、3月期0.10月でしたが、改正後は6月期及び12月期支給において、0.575月ずつの支給月数になります。

第30条の勤勉手当につきまして、第1項では、「6月1日及び12月1日」という表現を、「基準日」という表現に改めております。勤勉手当につきまして、同第30条の第2項では、一般職員の支給月数は、6月及び12月支給において、1.075月ずつの支給月数となり、年間支給月数を2.15月にします。管理職の支給月数は6月及び12月支給において、各1.275月の支給月数となり、年間支給月数は2.55月となります。

第3項では、再任用職員の支給月数が6月及び12月支給において、各0.525月ずつの支給月数となり、年間支給月数が1.05月となります。同じく再任用管理職員の支給月数は、6月及び12月支給において各0.625月ずつの支給月数となり、年間支給月数が1.25月とします。そして第5項におきましては、第27条第1項及び第30条第1項の改正に合わせて、基準日の読み替え規定の改正を行います。

そして、一番後ろのページをご覧くださいますと、付則の第1項では、この条例の施行日は公布の日からとし、第2条、期末手当の改正につきましては、令和5年4月1日から施行する旨を定めております。第2項では、第1条の規定による給料表の改定は、令和4年4月1日から適用する旨を定めております。第3項では、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす旨を定めるものでございます。第4項では、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める旨を定めております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第42号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** それでは、異議なしと認め、議案第42号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第43号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程します。

指導室長。

○指導室長 では、続きまして議案第 43 号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

まず提案理由でございますが、第 42 号でお諮りいたしました、給与に関する条例の改正に伴い、期末手当の支給期間等を改正する必要がございますので、本案を提出いたします。

資料をおめくりいただきまして、2 枚目が新旧対照表となっております。改正内容は、令和 5 年度以降の 3 月期の期末手当を廃止し、6 月期及び 12 月期で均等に支給するため、期末手当の支給期間、支給日、その期間の欠勤等日数に応じた支給割合を改めるものでございます。

新旧対照表の第 2 条第 1 項第 7 号中「基準日が 3 月 1 日又は 6 月 1 日である場合にあっては基準日以前 3 箇月間、基準日が 12 月 1 日である場合にあっては」という文言、また「これらの期間を」という文言を削り、期末手当の支給月間を「基準日以前の 6 箇月間」に改めるものです。令和 5 年度以降の 3 月期の期末手当を廃止することに伴い、第 14 条第 1 項第 1 号「3 月に支給する期末手当にあっては 3 月 15 日」を削除いたします。

そして、おめくりいただきまして、別表第 1、第 4 条関係、欠勤等日数の下、期末手当の支給割合を令和 5 年度以降、3 月期の期末手当の廃止に伴い、基準日が 6 月 1 日及び 12 月 1 日ともに同じ支給割合に改めるものでございます。

なお、本改正につきましては、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第 43 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、異議なしと認め、議案第 43 号については原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 44 号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程します。

指導室長。

○指導室長 続きまして、議案第 44 号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

まず、提案理由でございますが、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴いまして、勤勉手当の支給月数を改正する必要がございますので、本案を提出いたします。資料の 2 枚目が新旧対照表となっております。改正の内容は、一般職員及び管理職員の勤勉手当の総支給月数を 0.1 月、再任用職員については 0.05 月引き上げるものでございます。

令和4年度につきましては、既に6月期における勤勉手当の支給が終わっていることから、12月期のみ、一般職員及び管理職員の勤勉手当支給月数を0.1月、再任用職員の勤勉手当支給月数を0.05月、引き上げます。

第1条による改正から、規則の第4条第1項第1号中、12月期の勤勉手当の支給月数を、一般職員は1.025月から1.125月、管理職手当の支給を受ける職員につきましては1.225月から1.325月、再任用職員は0.50月から0.55月、管理職手当の支給を受ける再任用職員につきましては0.60月から0.65月とするものでございます。

なお、この改正は、条例と同日付で公布、施行する予定でございます。

次に、第2条以降に関しましては、令和5年度以降につきまして、6月期及び12月期の勤勉手当支給月数を均等配分することから、規則の第4条第1項第1号中、勤勉手当支給月数を、一般職員が1.125月から1.075月、管理職手当の支給を受ける職員については1.325月から1.275月、再任用職員につきましては0.55月から0.525月、管理職手当の支給を受ける再任用職員につきましては、0.65月から0.625月に改めるものでございます。

この改正は、令和5年4月1日の施行となります。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第44号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第44号について原案のとおり、可決いたします。以上で、議案等3点を終わりいたします。

以上で、本日の議事は全て終了となりますが、その他、何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。よろしいですか。

それでは以上で、令和4年教育委員会第12回臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時47分